

大阪府立弥生文化博物館所蔵鏡の化学分析

とその成果に関する覚書

国立大学法人島根大学法文学部（以下「甲」という。）と大阪府教育委員会（以下「乙」という。）は、乙が所蔵する「大阪府立弥生文化博物館所蔵鏡」（以下「館蔵鏡」という。詳細は別紙のとおり。）を用いて甲が実施する化学分析（以下「本分析」という。）における分析資料の提供及びその成果の利用に関して、次のとおり覚書を締結する。

（分析試料の提供）

第1条 乙は、甲に対し、本覚書締結後速やかに乙が所蔵する館蔵鏡から採取した分析資料（以下「本分析試料」という。）を無償で提供し、甲は、本分析試料を用いて、本分析を実施する。

2 前項の分析試料の提供は、甲による館蔵鏡からの試料採取をもって行い、甲は試料採取後、甲乙協議のうえで適切な方法により館蔵鏡の修復を行うこととする。

3 前項の試料採取及び修復に係る費用については、甲がこれをすべて負担することとする。

（分析試料の使用目的）

第2条 甲は、本分析試料を、下記分析のみに使用するものとする。

使用目的：漢鏡の化学分析にもとづく青銅器サプライチェーン解明を目的とした研究と成果発信のため

研究内容：鉛同位体比分析、ICP 分析及び資料の現状記録作成（写真撮影・三次元計測）

（分析成果の活用・利用）

第3条 本分析によって得られた成果（以下「分析成果」という。）の管理については、紙媒体による報告とそれに係るデジタルデータを甲乙がそれぞれ保管する。

2 分析成果の活用及び利用については、次の各号のとおりとする。

（1）分析成果の利用は、一次データの公表に際しては、甲が乙の許可を得ておこなうこととし、その具体的な方法は甲が主体となって乙に諮り、協議することとする。

（2）分析成果の利用にあたっては、乙の所蔵であることを明記することとする。出版物については、成果品を一部ずつ共有できるように納めることとする。

（3）甲は、大阪府立弥生文化博物館における展示及び所蔵品のデジタルアーカイブ作成・公開等の活動に際して、乙及び乙が指定する同館指定管理者が分析成果を用いることを認めるものとする。

（覚書の有効期間）

第4条 覚書の有効期間は、覚書締結日より4年とする。

2 甲は、前項の期間満了後も従前と同一の条件により継続して本分析を実施したい場合は、前項の期間が満了する日の1ヶ月前までに乙に申し出るものとする。

3 甲及び乙は、第1項の期間中であっても、1ヶ月前以前に書面により通知し、甲乙協議の上、合意が得られた場合は本契約を終了させることができる。

4 本覚書の失効後も、第3条の規定は、当該条項に定める対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

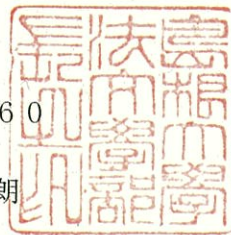
（その他）

第5条 本覚書の変更、記載条項のない事案については、甲が主体となって乙に諮り、調整・協議して別に定める。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

令和7年 6月 9日

甲 島根県松江市西川津町1060
島根大学法文学部
学部長 浅田 健太郎



乙 大阪府大阪市中央区大手前2丁目
大阪府教育委員会
教育長 水野 達朗



(別紙)

大阪府立弥生文化博物館所蔵鏡一覧

購入番号	No.	写真No.	鏡種	面径	時期
90	01	1	176 四山字文鏡	11.5	戦国
90	02	2	188 連弧縁四蟠龍文鏡	13.8	前漢
90	03	3	172 四乳八禽鏡	13.0	前漢
90	04	4	170 連弧縁四蟠龍文鏡	15.2	前漢
90	05	5	178 細地文双龍鏡	10.5	前漢
90	06	6	167 連弧文凍冶鏡	18.8	前漢
90	07	7	171 連弧文日有熹鏡	15.2	前漢
90	08	8	192 連弧文明光鏡	9.7	前漢
90	09	9	179 虺龍文鏡	10.2	前漢
90	10	10	169 内行花文鏡	17.3	後漢
90	11	11	184 方格規矩四神鏡	20.3	後漢
90	12	12	181 方格規矩四神鏡	18.7	後漢
90	13	13	183 複波文縁獣帯鏡	17.6	前漢
90	14	14	191 星雲文鏡	10.2	前漢
90	15	15	209 盤龍座獣帯鏡	17.0	後漢
90	16	16	208 二神龍虎画像鏡	19.6	後漢
90	17	17	196 四獣画像鏡	12.0	後漢
90	18	18	175 夔鳳鏡	11.3	後漢
90	68	90	186 連弧葉文鏡	15.8	前漢
90	69	91	203 半円方形帯四神四獣鏡	14.3	後漢
90	70	92	190 同向式神獣鏡	11.8	後漢
90	73	95	168 内行花文鏡	20.7	後漢
91	17	112	200 内行花文鏡	14.2	前漢
91	18	113	174 重圈銘帯鏡	13.2	前漢
91	19	114	173 内行花文鏡	13.2	前漢
91	20	115	185 四神獣文銘帯鏡	16.0	後漢
91	21	116	204 方格規矩鏡	16.8	後漢
91	22	117	177 重圈昭明鏡	12.2	前漢
91	23	118	197 虺龍文鏡	8.0	前漢
91	24	119	194 日光鏡	8.4	前漢
91	25	120	182 内行花文鏡	22.0	後漢
91	26	121	193 君宜官位鏡	9.2	後漢
91	27	122	189 鳳首鏡	10.8	後漢
91	28	123	190 鳥文鏡	10.5	後漢
91	29	124	198 神獣鏡	11.1	後漢
91	30	125	187 画像鏡	14.2	後漢
91	31	126	207 神人車馬画像鏡	20.2	後漢
91	32	127	205 方格規矩四神鏡	18.5	後漢
91	33	128	206 四獣文画像鏡	18.5	後漢
91	34	129	201 方格規矩四神鏡	18.6	漢

91	35	130	202	重列式神獸鏡	14.8	三国
91	36	131	199	画文帯神獸鏡	16.0	三国
92	01	134	-	方格規矩鏡	22.1	後漢
92	02	135	-	画文帯鏡	12.2	後漢
92	03	136	-	盤龍鏡	11.0	後漢
92	04	137	-	画像鏡	16.3	漢
92	05	138	-	画像鏡	18.4	後漢
92	06	139	-	環状乳神獸鏡	11.6	後漢～三国
92	07	140	-	神獸鏡	12.1	後漢～三国
92	08	141	-	画文帯鏡	18.3	前漢
92	09	142	-	環状乳神獸鏡	12.8	後漢～三国
93	10	154	-	二神二獸鏡	18.0	後漢
93	11	155	-	画像鏡	21.9	後漢
93	12	156	-	鍍金加彩方格規矩渦文鏡	8.2	前漢
93	16	160	-	龍虎鏡	12.4	(後)漢
94	04	164	-	画像鏡	18.1	後漢
95	01	167	-	画像鏡	24.3	後漢
95	02	168	-	蟠螭文鏡	22.5	前漢
95	04	170	-	画像鏡	17.6	後漢
96	01	171	-	鍍金神獸鏡	15.0	後漢
97	04	178	-	画文帯神獸鏡	13.8	後漢
98	01	178	-	虺龍文鏡	18.8	前漢
98	02	180	-	虺龍文鏡	19.0	前漢
98	03	181	-	神人龍虎画像鏡	18.7	後漢

